

過料事件の取扱について

昭和35年2月13日民三第72号高等裁判所長
官、地方裁判所長あて民事局長、訟廷部長通知

法務省刑事局長から、別添のとおり依頼がありました。

右については、左記の取扱によるのが適当と考えますが、関係検察庁と打ち合わせのうえ、適宜の措置をとるよう、よろしくお取り計らい下さい。

おつて、各簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から、その旨お伝え下さい。

記

一 非訟事件手続法による過料の裁判に対する抗告が、当該裁判をした裁判所（以下「原裁判所」という。）にされた場合には、原裁判所は、すみやかに、その旨を対応する検察庁の検察官に適宜な方法をもつて通知する。

二 前項の抗告が抗告裁判所にされた場合には、抗告裁判所は、すみやかに、その旨を原裁判所に通知し、原裁判所は、すみやかに、対応する検察庁の検察官に適宜な方法をもつて通知する。

三 抗告権の放棄および抗告の取下の場合には、第一項および第二項の取扱に準ずる。

別添（省略）